

ストマ装具（日常生活用具）の給付について（ご案内）

1. 制度の概要

廿日市市では、障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるよう、障がいに応じた日常生活用具の給付を行っています。

オストメイト（人工肛門・人工膀胱）の方に対しては、ストーマ装具（消化器系・尿路系など）の給付を行っています。

2. 対象となる人

ぼうこう又は直腸機能障害の身体障害者手帳を所持している人

3. 対象となる用具

フランジ・パウチ・皮膚保護ペースト・パウダー・固定用ベルト・剥離剤

サージカルテープ・消臭剤など、ストーマ管理に必要なもの

※例外的に、紙おむつが給付対象になることがあります。

4. 申請に必要なもの

①印鑑

②日常生活用具給付申請書

※転入などの場合、前住所地の市町村が発行する所得課税証明書などの書類が必要な場合があります。

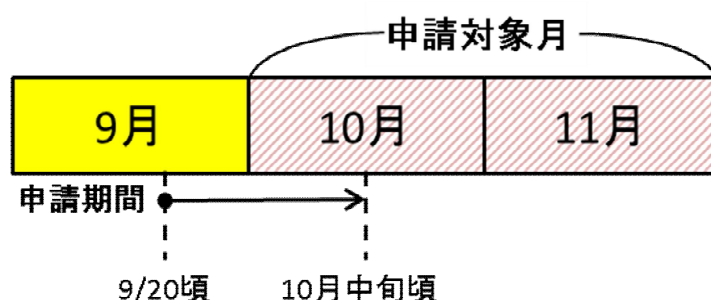
※対象者と同一世帯（住民基本台帳での世帯構成員・単身赴任等で形式的に別世帯になっている人を含む。18歳を超える人については、その配偶者に限る）で、給付の決定のあった月の属する年度（給付の決定のあった月が、4月から6月までの場合にあっては、前年度）に市民税所得割が46万円以上の人がいる場合は制度の対象になりません。

5. 給付までの基本的な流れ

- (1) 市にストマ装具の申請を行う（市から業者に発注します）。
- (2) 市から決定通知と給付券が送付される。（同時に業者へ委託書を送付）
- (3) 業者から商品が納品される。
- (4) 業者に、本人支払額を支払い給付券を渡す（又は送付する）。

※必要な月の前月から申請できます。必要な月の申請であるため、早い方の月の中旬頃（図の例だと10月中旬頃）までに申請してください。

例). 10, 11月分を申請する場合



6. 自己負担額

購入費用が給付基準額の範囲内（次項目の例1参照）であれば、自己負担は1割です。

※給付の決定のあった月の属する年度(給付の決定のあった月が、4月から6月までの場合にあっては、前年度)において非課税世帯の方、及び生活保護世帯の方は、給付基準額範囲内の自己負担はありません。

給付基準額を超えた部分について（次項目の例2参照）は、実費負担となります。

《給付基準額》 (令和7年4月1日現在)

種別	月数	給付基準額（上限）
ストーマ装具 （消化器系）	2ヶ月	18,000 円
	4ヶ月	36,000 円
	6ヶ月	54,000 円
ストーマ装具 （尿路系）	2ヶ月	24,000 円
	4ヶ月	48,000 円
	6ヶ月	72,000 円

※基準「月数」以外の給付は行っていません。

※以前に給付を行った月分の申請は行えません。

7. 自己負担額の計算

ストーマ装具（消化器系）を2ヶ月分を申請した場合
(例1. 購入費用が給付基準額を超えていない場合)

		説明
① 購入費用	17,800円	
② 給付基準額	18,000円	ストーマ装具（消化器系）2ヶ月の給付基準額
③ 超過額	0円	購入費用が給付基準額より少ないので超過額は0円
④ 自己負担額	1,780円	購入費用の1割
③+④本人支払額	1,780円	(購入費用の1割)1,780円+(超過額)0円
⑤ 公費負担額	16,020円	購入費用の9割(18,000円×0.9)

(例2. 購入費用が給付基準額を超えている場合)

		説明
① 購入費用	22,000円	
② 給付基準額	18,000円	ストーマ装具（消化器系）2ヶ月の給付基準額
③ 超過額	4,000円	(購入費用)22,000円-(給付基準額)18,000円
④ 自己負担額	1,800円	給付基準額の1割
③+④本人支払額	5,800円	(給付基準額の1割)1,800円+(超過額)4,000円
⑤ 公費負担額	16,200円	給付基準額の9割(18,000円×0.9)

お問い合わせ

廿日市市 健康福祉部 障害福祉課障害福祉係

電話：0829-30-9152

FAX：0829-20-1611